

鳥取県告示第28号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年1月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
みなみ歯科医院	鳥取市南吉方一丁目 108-2	みなみ歯科医院	鳥取市南吉方一丁目 108-2	平成17年10月31日
医療法人よろず医院	鳥取市美萩野一丁目 118-4	医療法人よろず医院	鳥取市美萩野一丁目 118-4	平成23年10月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
みなみ歯科医院	鳥取市南吉方一丁目 108-2	みなみ歯科医院	鳥取市南吉方一丁目 108-2	平成17年10月31日
医療法人よろず医院	鳥取市美萩野一丁目 118-4	医療法人よろず医院	鳥取市美萩野一丁目 118-4	平成23年10月1日